

平成 3 0 年度

見江島灯台改良改修工事

仕 様 書

第四管区海上保安本部

第一章 概要

1 総則	本仕様書は、第四管区海上保安本部（以下「当本部」という。）が発注する第三章に記載の各仕様書及びその他関係法令に基づく工事について適用する。
2 工事件名	見江島灯台改良改修工事
3 工事概要	本工事は次の工事から構成される。 A 灯塔改修（建築工事）の部 （１）灯塔壁面ひび割れ補修 （２）灯塔内壁モルタル塗替 （３）灯塔断面欠損部補修 （４）灯塔屋根塗膜防水補修 （５）灯塔外壁塗装塗替 （６）避雷針取替 B 船着場補修・海上運搬等（土木工事）の部 （１）船着場補修 （２）海上運搬等 （３）島内運搬等（道路整地等を含む）
4 工事場所	見江島灯台（灯塔、船着場） 三重県度会郡南伊勢町（見江島）
5 工事期間	契約の翌日から平成 31 年 3 月 20 日まで（完成検査を含む）
6 工事仕様	（１）一般共通事項 第二章 一般共通事項のとおり （２）特記仕様 第三章 工事仕様のとおり
7 検査	検査はすべての工事完了時に行う。 給付の終了にあたっては、当本部が指定する検査職員の検査を受ける。（第二章 30 項参照）

第二章 一般共通事項

1 適用事項	工事実施に際しては、設計図書に従い施工する。
2 設計図書	設計図書とは、仕様書及び図面（仕様書及び図面に対する質問回答書を含む）をいう。
3 監督職員	監督職員とは、工事請負契約書に規定する監督職員をいう。
4 疑義に対する協議	設計図書に明記のない場合又は疑いを生じた場合は、監督職員と協議する。
5 現場の納まり等の関係による協議	現場の納まり、取合い等の関係で、設計図書によることが困難又は不都合な場合は、監督職員と協議する。
6 官公署その他への手続き	工事の施工に必要な官公署その他への手続きは速やかに行い、各手続き書類の写し1部を監督職員に提出する。
7 現場代理人及び主任技術者	（１）現場代理人及び主任技術者とは、工事請負契約書に規定する現場代理人及び主任技術者をいう。 （２）現場代理人及び主任技術者は、経歴書を工事に着手するまでに監督職員に提出する。
8 工事現場の安全衛生管理	（１）工事現場の安全衛生に関する管理は、現場代理人が責任者となり、関係法令等に従ってこれを行う。ただし、別途責任者が定められた場合は、これに協力し、当該責任者の経歴書を添えて監督職員に報告する。 （２）工事現場においては、常に整理整頓を行い、特に墜落のおそれのある危険箇所の点検を行う等、事故の防止に努める。
9 災害及び公害の防止	工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、関係法令に従い適切に処置すると共に、特に次の事項を守らなければならない。 （１）第三者に災害を及ぼしてはならない。 なお、第三者に損害を与えた場合、請負者は適正な補償をしなければならない。 （２）公害の防止に努める。 （３）善良な管理者の注意をもってしても、災害又は公害のおそれがある場合の処置については、監督職員と協議する。

10	臨機の処置	災害又は公害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、速やかに適切な処置をとり、直ちにその経緯を監督職員に報告する。
11	養生	既存部分、施工済み部分、未使用材料等で、汚染又は損傷のおそれがあるものは、適切な方法で養生を行う。
12	後片付け	工事完成に際しては、建築物等の内外の後片付け及び清掃を行う。
13	実施工程表	着工に先立ち、実施工程表を作成し監督職員の承諾を受ける。
14	施工計画書	着工に先立ち、工種別に、材料、工法、品質管理等を具体的に定めた施工計画書を作成し、監督職員の承諾を受ける。ただし、施工計画書作成の必要性の少ないものは、監督職員の承諾を受けて、省略することができる。
15	施工図、原寸図、見本等	施工図、原寸図、見本等は、必要に応じて速やかに監督職員に提出して、承諾を受ける。ただし、作成の必要性の少ないものは、監督職員の承諾を受けて、省略することができる。
16	専門工事業者への指示	13、14 及び 15 項により作成した図書等は、関係する専門工事業者に周知徹底する。
17	材料	(1) 材料は新品とし監督職員に検査を受けて合格したもの又は19項により使用承諾を受けたものとする。 (2) 設計図書に「JIS(日本工業規格)の規格品」と指示された材料は、JIS マークの表示のあるもの又は、JIS の規格証明書の添付されたものとし、JIS マークの写真又は JIS の規格証明書を完成図書に添付する。 (3) 調合を要する材料は、調合表を監督職員に提出して承諾を受ける。
18	材料搬入の報告	材料の搬入ごとに、その材料が設計図書に定められた条件に適合することを確認して監督職員に報告し、監督職員から JIS の規格証明書等、証明となる資料の提示の指示があった場合には当該資料を添えるものとする。ただし、簡易な材料については、監督職員の承諾を受けて報告を省略することができる。
19	材料の検査	(1) 監督職員の検査は、材料種別ごとに行う。ただし、監督職員の承諾のあった簡易な材料については検査を省略することがある。 (2) 合格した材料と同じ種別の材料は、監督職員が特に指示する材料を除き、以後の使用を承諾されたものとする。

- | | |
|---------------|---|
| 20 材料の検査に伴う試験 | <p>(1) 試験は下記の場合に行い、試験結果を監督職員に報告し、関係資料を「完成図書」に添付する。</p> <p>ア 設計図書に定められた場合</p> <p>イ 試験によらなければ設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合</p> <p>(2) 供試体は、監督職員の承諾を受けて、作成する。</p> <p>(3) 試験は、公的試験所、その他の試験所、工事現場等の適切な場所で行うものとし、その場所の決定にあたっては監督職員の承諾を受ける。</p> |
| 21 施工 | <p>施工は、設計図書及び監督職員の承諾を受けた実施工程表、施工計画書、施工図、現寸図等に従って行う。</p> <p>灯火は、日没時の点灯時刻までに必ず点灯させる。ついては、十分な検討を行ったうえで、計画的に施工する。</p> |
| 22 配管・配線工事 | <p>(1) 配管工事</p> <p>ア 管の規格は、別添図面等に規定したものを使用し、端口及び内面は電線の被覆を傷つけないように、滑らかなものとする。この仕様のほか別途指定がある場合は、監督職員の指示による。</p> <p>イ 電線管の付属品は、電線管及び施工場所に適合するものを使用し、エントランス及びボックス以外の管端には、必ずブッシングを使用する。</p> <p>ウ 電線管の曲げ径は、管径の 6 倍以上とし、曲げの角度は 90 度を越えない。加工のため過熱する場合焼焦げを生じさせないように体裁良く加工する。</p> <p>エ 電線管の固定は、ステンレス製サドル(カバー付)又はステンレス製ハンガーを使用する。固定間隔は 50cm 以内とする。</p> <p>オ 配管は原則として交差してはならない。</p> <p>カ 避雷用電源装置等の避雷機器が設置されている場合、避雷機器入力側と出力側及び接地線との間隔は誘導を防ぐためそれぞれ 10cm 以上離して配管する。</p> <p>(2) 配線工事</p> <p>ア 電線は、原則として中間においての接続はしない。仕様書に指定のある場合又は、やむを得ず監督職員の承諾を受けて接続する場合はこの限りではない。</p> <p>イ 接続方法は、圧着スリーブ、圧着端子、電線コネクタ等、使用電線に適合した接続材料及び工具を使用する。</p> <p>ウ 電線被覆の剥取りは、電線芯線を傷つけないように加工する。</p> |

	エ 接続箇所は、電線と同等以上の絶縁が得られるように施工する。 オ 機器等との接続は、端子に適合した圧着端子及び絶縁キャップを使用する。 カ 電線には必要に応じて線名札等を付ける。 キ 接続端子には、張力がかからないよう施工する。また、接続箇所は、振動等により緩まないように十分締付けを行う。 ク 必要に応じてナットの緩み止め（ダブルナット、パネ座金等）を使用する。
23 技能士	技能士は、職業能力開発促進法による１級技能士又は単一等級の資格を有し、合格証明書の写しを監督職員に提出して、承諾を受けたものとし、当該写しを「完成図書」に添付する。
24 施工の確認	監督職員の確認は、下記の場合に行う。ただし、これによることが困難な場合は、別に指示を受ける。 （１） 設計図書に定められた場合 （２） 監督職員の指定した工程に達した場合
25 施工の立会い	監督職員の立会いは、下記の場合に行う。 （１） 設計図書に定められた場合 （２） 監督職員が特に指示する場合
26 施工の検査に伴う試験	試験は下記の場合に行い、試験結果を監督職員に報告し、関係資料を「完成図書」に添付する。 （１） 設計図書に定められた場合 （２） 試験によらなければ、設計図書に定められた条件を適合することが証明できない場合 （３） 供試体の作成及び試験所等は 20 項による。
27 工事報告	工事の進捗、材料の搬入、搬出、船舶・機械の運転日、作業別人員数、気象状況等を記載した報告書の写しを原則毎週作成のうえ監督職員に提出し、本紙を「完成図書」に添付する。 なお、これによらない時は、監督職員と打合せを行い、指示を受ける。
28 工事写真	工事着工前から工事完了まで、施工順に撮影し、工事用アルバムに整理して「完成図書」に添付のうえ、監督職員に提出する。ただし、監督職員が指定した工程に達した場合の写真の提示の指示があった場合には、その都度提示するものとする。 撮影は次表のいずれかとする。

種 類	サイズ	部数	備 考
フィルム	サービス版	1 部	ネガ提出
デジタルカメラ (300 万画素以上)	サービス版	1 部	CD-R 等 メディア提出

全てカラー写真とする。

特に工事完成後、地中に埋設される部分や外部から確認することができない部分の撮影を忘れないよう十分注意するとともに、被写体の寸法が判明できるように、スケールポール又は箱尺等を同時に撮影する。

- 29 完成写真 完成写真は正面・側面等 2～3 方向から撮影し、工事用アルバムに整理して「完成図書」に添付のうえ監督職員に提出する。
- 30 竣工検査 現場代理人は検査に立会い、検査又は試験の結果、当該目的物が完成された場合の他は、監督職員の指示に従い請負者の負担において適切な措置を講じなければならない。
- 31 官給品 本工事において官給品のある場合には、現場代理人又は主任技術者は、監督職員の指示する関係書類を添えて、次の措置を行う。
措置後、関係書類は「完成図書」に写しを添付する。
(1) 官給品の引渡しを受けるにあたり、事前にその旨を関係する官給品引渡場所の担当者へ連絡する。
(2) 官給品引渡しの際は、これに立会う。
(3) 官給品の保管場所、保管方法及び使用状況について指示を受けた場合には、必要な措置を講ずる。
- 32 撤去品等発生材の
処置 (1) 撤去品等発生材（返納品等を除く）は、すべて適法に処分する。
また、マニフェストの写しを「完成図書」に添付する。
(2) 監督職員の指示により、返納品又は発生材のうち、鋼材等売払い可能なスクラップがある場合は、「撤去品等発生通知書」を監督職員に提出する。また、その写しを「完成図書」に添付する。
- 33 完成図書 工事完成後に完成図書を提出する。
- 34 非常の処置 本工事施工中、当庁の業務に支障をきたしてはならない。工事施工上、やむを得ず業務に支障を及ぼすおそれのある場合は必ず事前に監督職員に連絡し、その指示を得て施工する。

(工事实績)

35 工事实績登録
(CORINS)

工事費（契約価格）が 500 万円以上の場合、請負者は、受注時は契約後 10 日以内に、登録内容の変更は変更があった日から 10 日以内に、完成時は完成後 10 日以内に、工事实績情報サービス(CORINS)に基づき「工事カルテ」を作成し、監督職員の確認を受けた後に、(一財)日本建設情報総合センターに登録申請をしなければならない。また、(一財)日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを監督職員に提出し、「完成図書」に添付しなければならない。

(海上作業)

36 環境安全

- (1) 請負者は、環境安全のため、関係法令及び条例を遵守し、工事の施工により発生するおそれのある騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の防止対策を施工計画時及び工事実施段階のそれぞれで検討・実施し、それらの防止対策を監督職員に報告しなければならない。
- (2) 請負者は、工事施工中に環境が阻害され、又は阻害されるおそれがある場合、直ちに措置を講じ、監督職員に通知しなければならない。また、請負者は、必要な環境保全対策を立て監督職員の指示に基づき環境の保全に努めなければならない。
- (3) 請負者は、やむを得ず工事に使用する作業船等から「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」第 4 条第 1 項ただし書きに規定する油を排出した場合には、同法に基づき、適切な措置を講じ、直ちに監督職員に報告しなければならない。
- (4) 請負者は、海中に工事用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。また、工事の廃材、残材等を海中に落下させ、又は投棄してはならない。落下物が生じた場合は、請負者は自らの負担で撤去し、必要な措置を講じ、直ちに監督職員に報告しなければならない。

37 安全管理

- (1) 請負者は、事故又は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、第三者及び作業員等の人命の安全確保を全てに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに監督職員及び関係官公庁に通知し、再発防止策を講じなければならない。
請負者は、工事の施工にあたっては、作業区域の標示及び関係者へ通知など、必要な安全対策を講じ、当該安全対策を監督職員に報告しなければならない。また、作業船等が船舶の輻輳している区域を航行又はえい航する場合、作業許可条件及び作業許可にあたって当局係官から指示のあった事項を遵守するほか、見張りを強化する等、事故の防止に努めなければならない。
- (2) 請負者は、作業船機械器具が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じ、直ちに監督職員及び関係官公庁に通知しなければなら

38 異常現象への対応

ない。

(3) 請負者は、工事期間中適宜、工事区域及びその周辺の安全巡視を行い、安全を確保しなければならない。

請負者は、施工途中における安全確保のため、異常現象等に対して次に示すことなどの必要な措置を講じ、措置を監督職員に報告しなければならない。

(1) 天災等に対しては、天気予報等に注意を払い、必要な防災体制を確立しておかなければならない。

(2) 作業時に危険を予知した場合は、直ちに作業を中止し、作業員を安全な場所に避難させなければならない。

(3) 異常箇所の点検及び原因の調査等は、災害防止のための措置を行った後、安全に十分注意して行わなければならない。

(4) 第四管区海上保安本部が運用している海の安全情報では、津波、気象及び海上の各警報等について、携帯電話等による迅速な入手が可能である。以下の QR コード又はアドレスを登録のうえ、安全対策のツールとして活用できる。

(参考)



海の安全情報（スマートフォン用サイト）

<http://www6.kaiho.mlit.go.jp/sp/index.html>



海の安全情報（携帯電話用サイト）

<http://www6.kaiho.mlit.go.jp/m/index.html>



緊急情報配信サービス配信登録

<http://www7.kaiho.mlit.go.jp/micsmail/reg/touroku.html>

39 事故災害報告

請負者は、工事の施工中に事故災害が発生した場合、直ちに監督職員に通知するほか、遅滞なく別に定める「事故災害発生報告書」を監督職員に提出しなければならない。

40 告示事項の遵守

工事の施工にあたっては、灯火等の点灯時刻までに作業を完了し、告示事項に支障を与えてはならない。

工事に伴い告示事項に変更が生じる場合は、変更が生じる日時等の予定を事前に監督職員及び第四管区海上保安本部交通部整備課に連絡し、監督職員の立会いのもとに施工する。

41 工事関係連絡先

(1) 第四管区海上保安本部 交通部整備課 (工事全般)

〒455-8528 名古屋市港区入船 2-3-12 名古屋港湾合同庁舎 4F

電話 052-661-1611 内線 (2656)

(2) 鳥羽海上保安部 交通課 (監督)

〒517-0011 三重県鳥羽市一丁目 2383-28

電話 0599-25-0118

第三章 工事仕様

本仕様書に記載されていない事項や詳細については、下記仕様書等による。

仕 様 書 名	監 修 等
公共建築工事標準仕様書 (建築工事編) (電気設備工事編) (機械設備工事編)	国土交通大臣官房官庁営繕部
公共建築改修工事標準仕様書 (建築工事編) (電気設備工事編) (機械設備工事編)	国土交通大臣官房官庁営繕部
土木工事共通仕様書	国土交通省(平成 30 年 3 月改訂版)
土木工事特記仕様書	中部地方整備局(平成 29 年 8 月改訂版)
電気通信設備工事共通仕様書	国土交通省大臣官房技術調査課(平成 29 年 3 月)
建築工事標準仕様書 (JASS)	日本建築学会
港湾工事共通仕様書	国土交通省港湾局

全ての設計図書は、相互に補完するものとする。ただし、設計図書に相違がある場合、設計図書の優先順位は、次の から の順番のとおりとし、これにより難しい場合は、監督職員と協議する。

仕様書及び図面に対する質問回答書

本特記仕様書

図面

上記各仕様書

共通事項

1 灯火の保全

- (1) 本工事の施行に伴う航路標識の業務休止は行わない。灯火に影響を与える工事等は昼間に行い、夜間は復旧するなど、航路標識の運用に影響が出ないように施工する。
- (2) 灯火は必ず日没時の点灯時刻までに点灯させるようにし、十分な検討を行ったうえで、計画的に施工する。
- (3) 本工事の施行中は灯火や機器の移動を行うことは可とする。ただし、灯火の光度、高さ等の告示事項を変更してはならない。
- (4) 前 2 項を守るため、灯火に影響を及ぼす恐れのある工事を施行する場合は、事前に監督職員と打合せを行い、必要に応じて監督職員が立会いを行う。

2 撤去物	(1) 撤去する物のうち廃棄する物は、現場に放置することなく全て廃棄とし、関係法令に従い適正に処分する。 (2) 廃棄する物は、再組立てが不可能な状態まで分解・破壊した上で、処分する。
3 船舶の使用	(1) 当該工事を施行するための資機材の海上運搬、作業船舶等に関しては、「港湾工事共通仕様書」を適切に適用する。 (2) 船舶は、資機材や作業員等の運搬のみを行う船舶等とする。
4 施工数量調査	(1) 施工に先立って、壁面のひび割れ(位置、幅、長さ)、内壁モルタルの浮き(位置、面積)、屋根塗膜防水の劣化(位置、劣化の状況)の補修を行う数量を確定するため施工数量調査を実施する。 (2) 施工数量調査の結果は報告書に取纏め、監督職員に提出する。
5 工法・材料	灯塔の補修等に使用する工法・材料等について、事前に監督職員に資料(カタログ、メーカー技術資料等)を提出し、承諾を受ける。

灯塔改修(建築工事)の部

1 仮設足場	(1) 足場、栈橋、仮囲などは関係法令に従って設置し、適切な保守管理を行う。 (2) 足場は外面に養生シートを張り廻し、工事中の撤去材等が灯台用地外に落下しないようにする。シート色は事前に監督職員と打合せる。
2 壁面ひび割れ補修	(1) 灯塔内外壁のひび割れを補修する。 (2) 灯塔内外壁のひび割れ補修は、「自動式低圧エポキシ樹脂注入工法」により行う。
3 内壁モルタル塗替	(1) 灯塔内壁のモルタル浮きが著しい部分のモルタルを塗替る。 (2) 内壁モルタル塗替えは、「モルタル塗替え工法」により行う。
4 断面欠損部補修	(1) 灯塔外壁の断面が欠損している部分の補修を行う。 (2) 断面欠損部補修は、「充填工法(ポリマーセメントモルタルを充填又は塗り付ける場合)」により行う。
5 屋根塗膜防水補修	(1) 既設塗膜防水の表面を清掃する。 (2) 既設屋根防水に層間プライマー(既設ゴムアスファルト系塗膜防水とウレタンゴム系塗膜防水材に適合するものとする)を塗布後、ウレタンゴム系塗膜防水(X-2工法)を施工する。
6 弾性シーリング打替	(1) 灯塔外壁の弾性シーリングの打替えを行う。 (2) 工法は、「シーリング再充填工法」により行う。 (3) シーリング材の種類は、ポリサルファイド系(PS-2)とする。
7 外壁塗装塗替	(1) 灯塔外壁(屋根・床を除く外壁のモルタル面)塗装塗替えを行う。 (2) 下地調整はRB種とする。 (3) 外壁塗装は防水形複合塗材RE(アクリルゴム系外壁化粧防水工

8 避雷針取替

法)とする。詳細は塗料メーカーの仕様による。

- (1) 避雷針取替を行う。
- (2) 既設避雷針は既設避雷針柱を固定コンクリート天面で切断し撤去する。(既設避雷銅線の切断に注意)
- (3) 新設避雷針は、新設避雷針柱を踊り場手摺コンクリート側面にアンカーボルトで固定する。
- (4) 避雷銅線は新設避雷針柱の側面に接続する。
- (5) 新設避雷針は、突針：JIS型、避雷針柱：φ48.6 - t3(ステンレス管)とする。

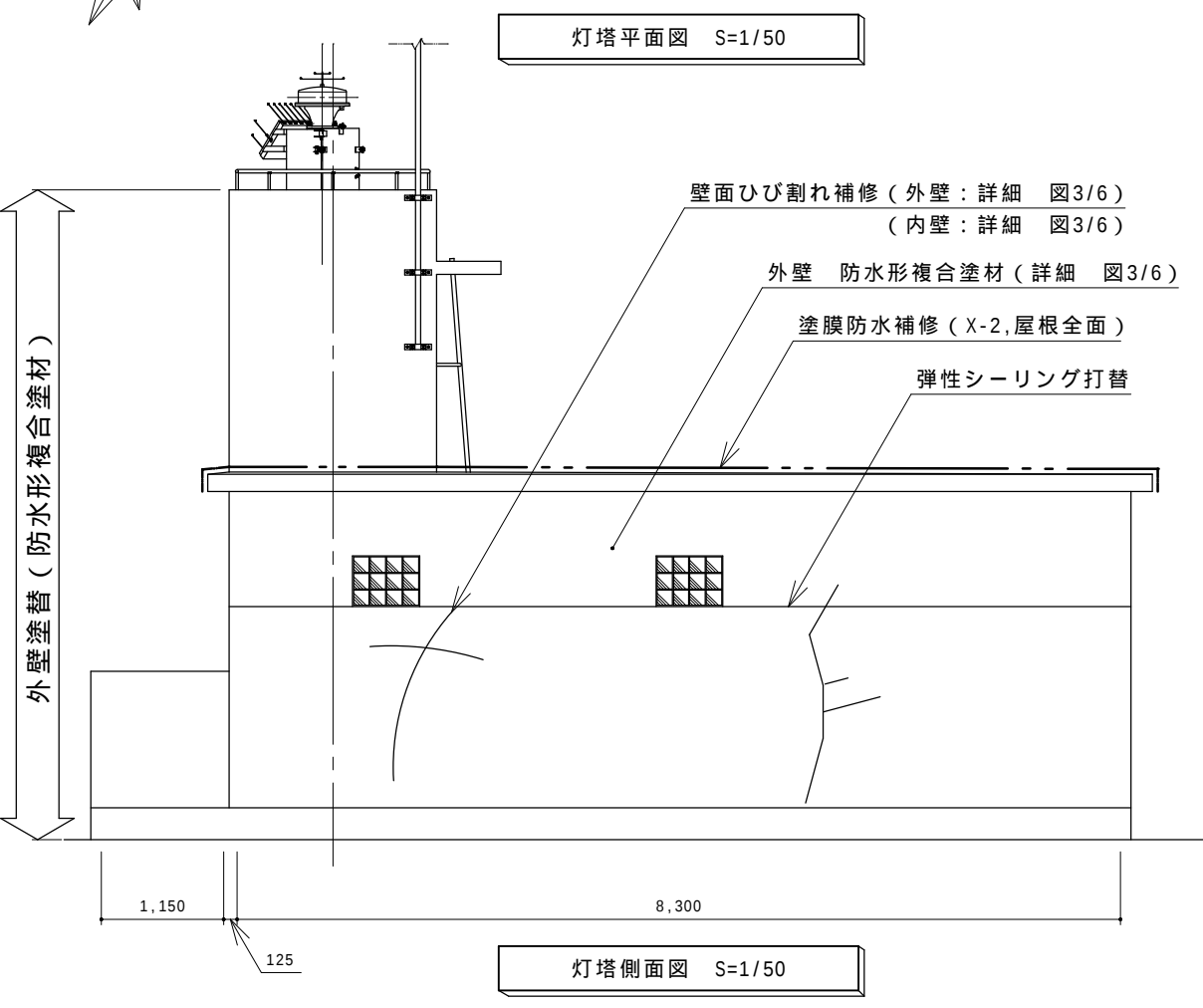
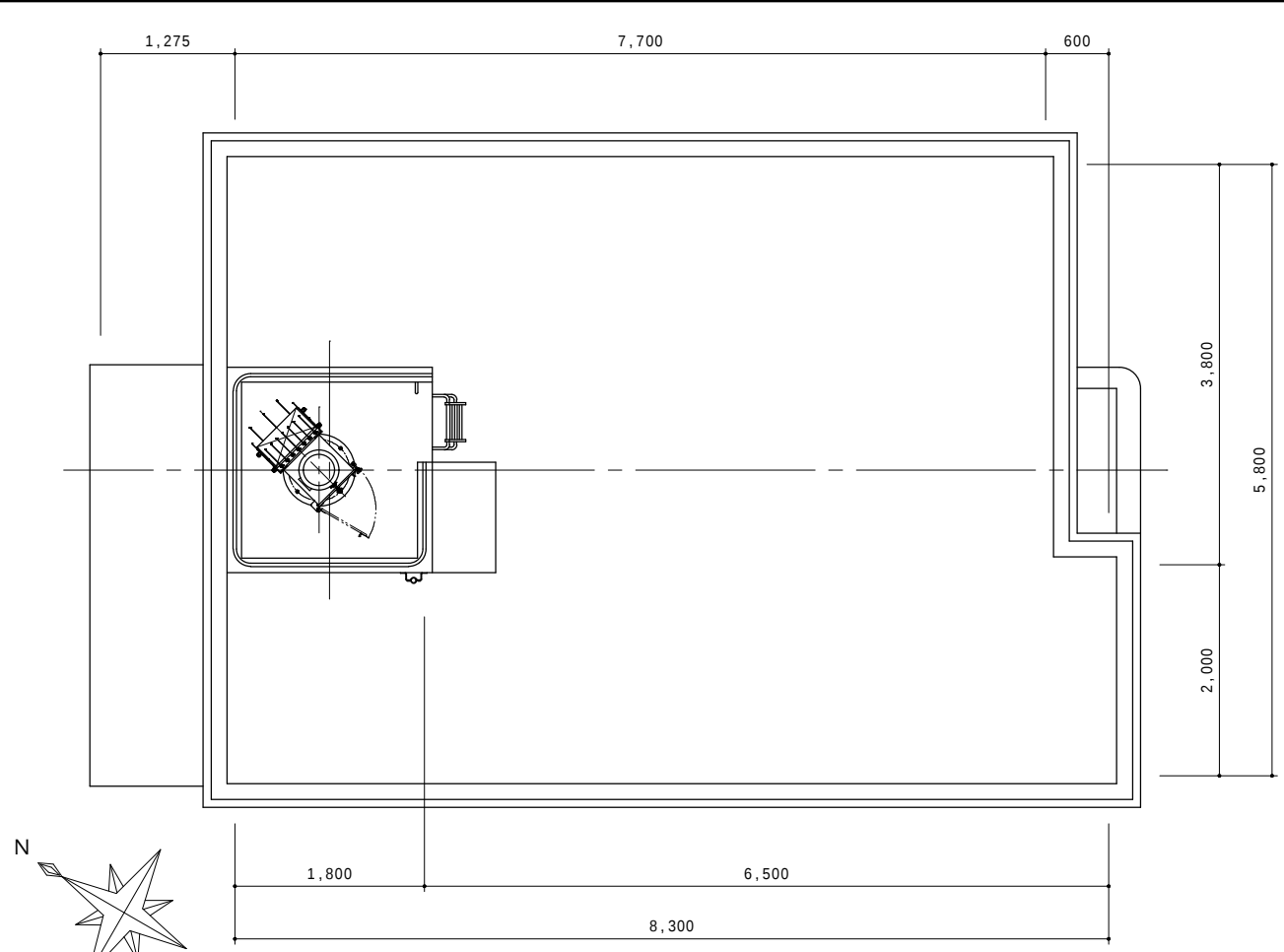
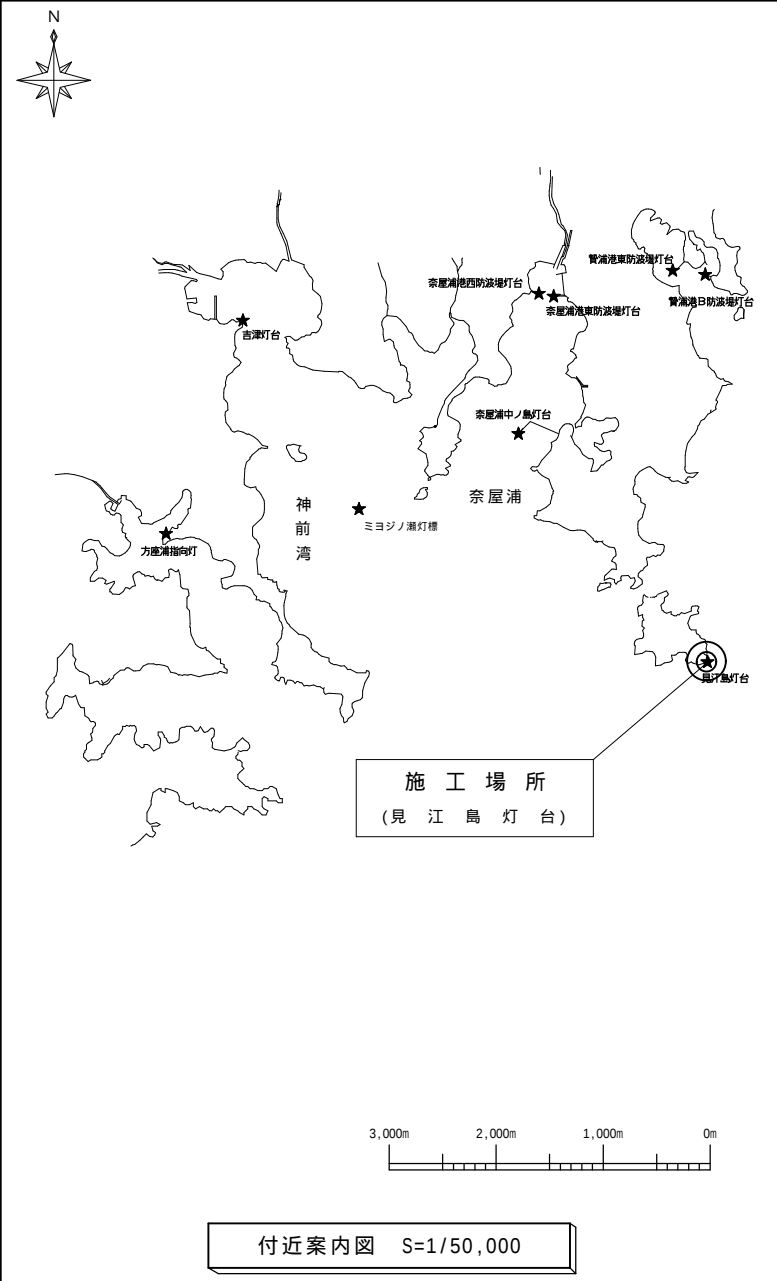
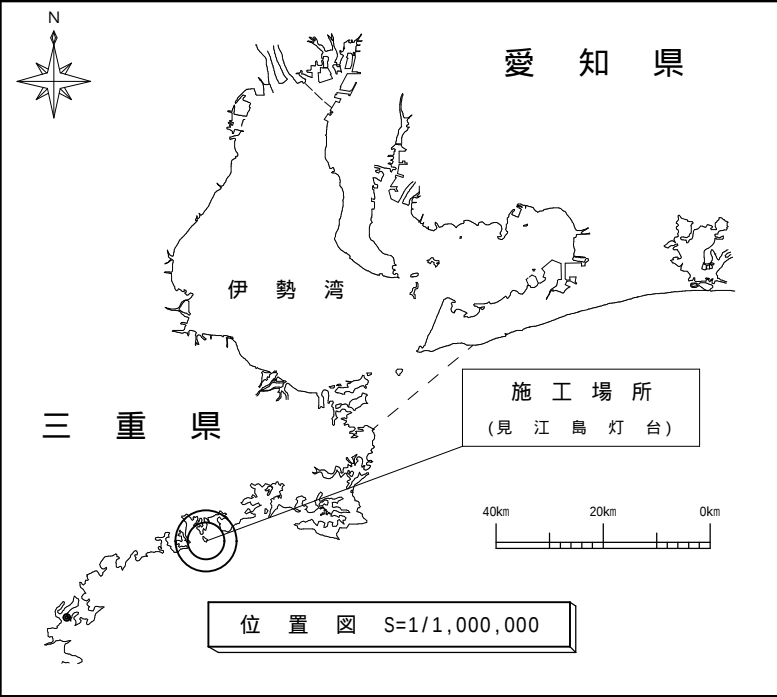
船着場補修・海上運搬等(土木工事)の部

1 船着場補修

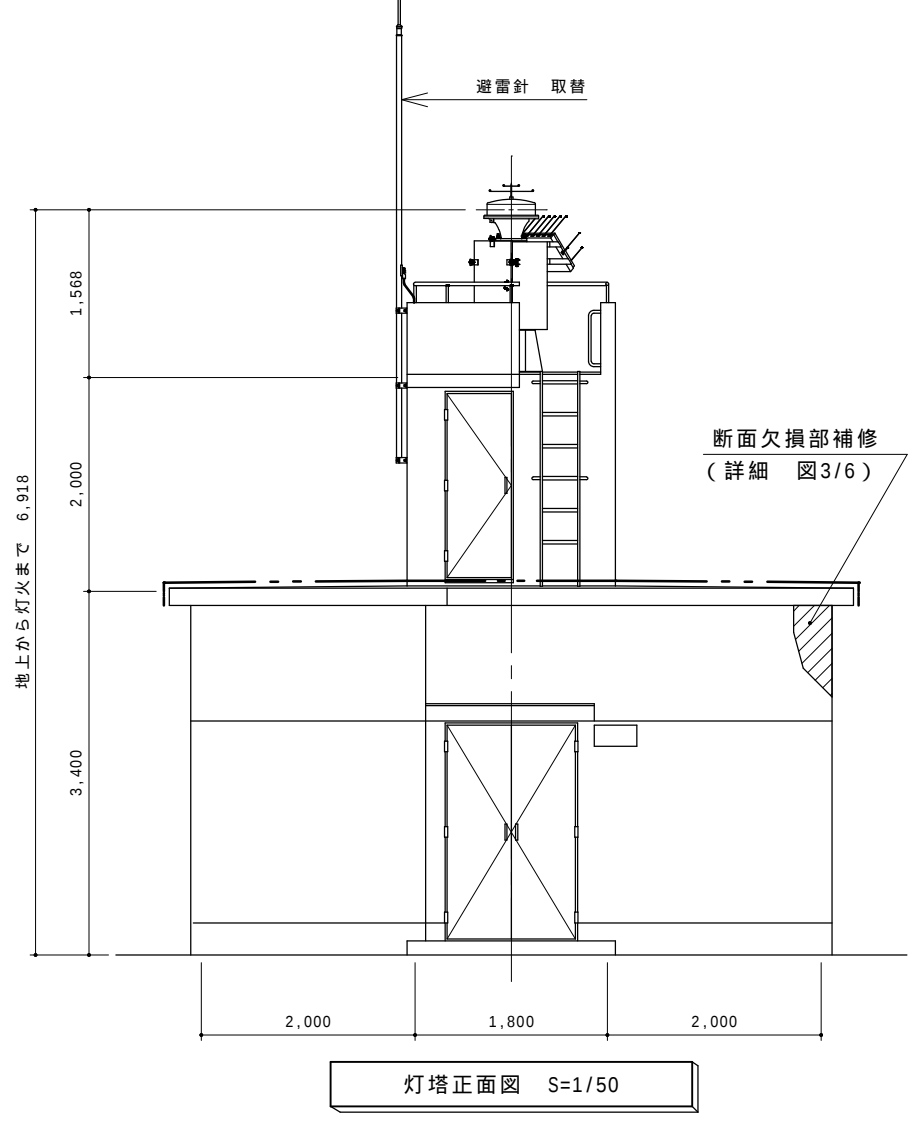
- (1) 船着場に接続する通路のコンクリート欠損部(3カ所)及び船着場下部のコンクリート洗屈部(2カ所)の補修を行う。
- (2) コンクリート欠損部の補修に際しては、あらかじめ既設コンクリートの脆弱な部分(100mm程度)をはつり取る。
- (3) コンクリート欠損部補修の図面に示す欠損部A及びBについては、本体打ち込み式アンカー(#16)にステンレ六角ボルト(M16)を立てた上に溶接金網(φ10@300)を配置する。かぶり厚さは70mm以上とする。
- (4) コンクリート欠損部補修の図面に示す欠損部欠損部Cについては、φ16の異形鉄筋(SD295A)を300mm間隔で配筋する。かぶり厚さは70mm以上とする。
鉄筋の重ね継ぎ手の定着長さは、40d以上とする。
配筋は、φ16の樹脂カプセルアンカーで、既設のコンクリートと連結する。
- (5) 欠損部補修コンクリートのせき板は、「コンクリート型枠用合板の規格」による表面加工品とし、打放し仕上げ種別はA種とする。
- (6) コンクリート欠損部を補修するコンクリートの出隅部は40mmの面取りを行う。
- (7) コンクリート欠損部を補修するコンクリートは以下の品質のレディミクストコンクリートとし、打設前に配合計画書を監督職員に提出して承諾を受ける。

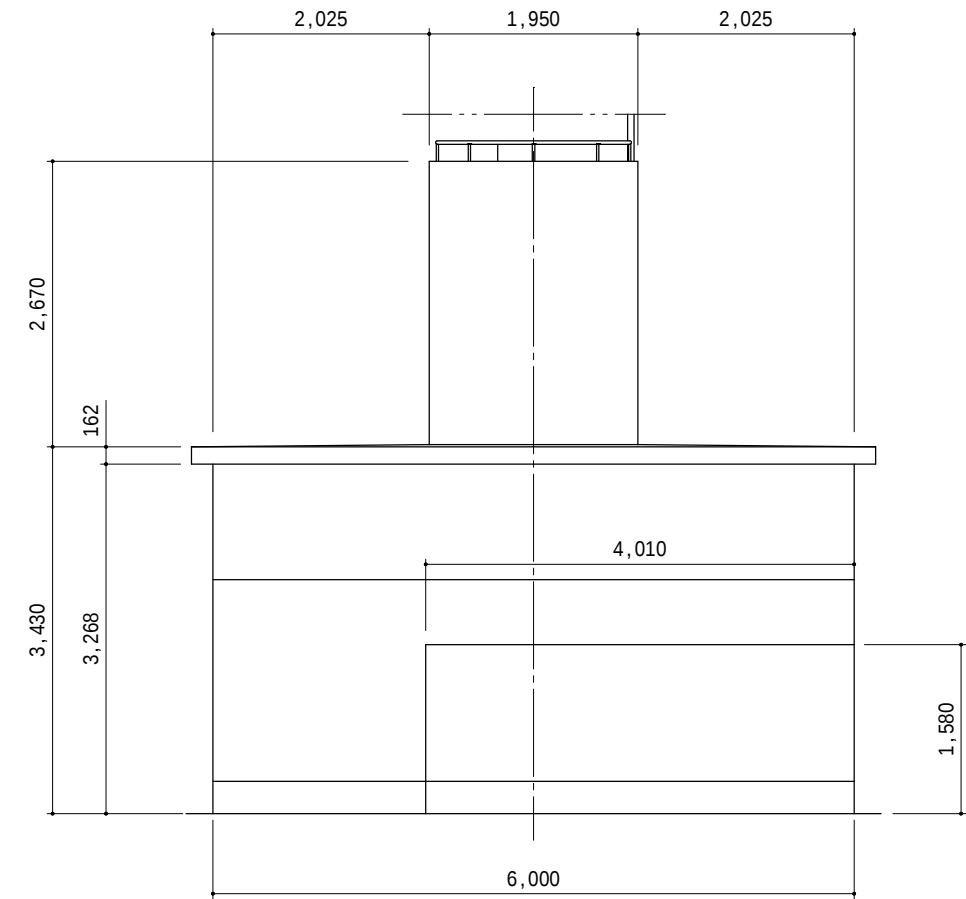
ア セメントの種類	普通ポルトランドセメント
イ 碎石又は砂利の種類	A種
ウ 品質基準強度	27 N/mm ²
エ スランプ	15 cm ± 2.5 cm
オ 空気量	4.5% ± 1.5%
カ 塩化物含有量	0.3 kg/m ³ 以下
キ 粗骨材最大寸法	25 mm

	ク 水セメント比	55%以下
	(9) 図面に示す船着場コンクリートの下部の洗屈部をポリマーセメントモルタルを充填することにより断面補修する。使用するポリマーセメントモルタルは早乾性のものとし、あらかじめカタログ等を監督職員に提出し、承諾を受ける。施工に際しては、潮位等を勘案し、波浪の影響を受ける前に硬化するようにする。	
2 海上運搬等	(1) 海上作業及び海上運搬等に使用する船舶は、あらかじめ船種別及び諸元等の資料を監督職員に提出し、承諾を受ける。	
	(2) 本工事で使用した船舶は、使用実績の記録を報告書に取纏め、工事完了後、監督職員に提出する。	
3 島内運搬等	(1) 見江島の船着場から見江島灯台に至る海岸及び山道(約580m)の資機材又は廃材の島内運搬は、あらかじめ当該山道等への流出土砂(延べ約200m区間)を除去した後に行う。流出土砂の除去作業で発生した土砂は、路面敷均し又は路肩に集積等の適当な措置を行う。同区間の倒木や通行に支障のある草木についても除去後、路肩に集積等を行う。	
	(2) 資機材又は廃材の島内運搬にあたっては、砂やはつり屑などの細かなものは、事前に袋詰めなどの処置を行い、散逸、拡散等がないように注意する。	

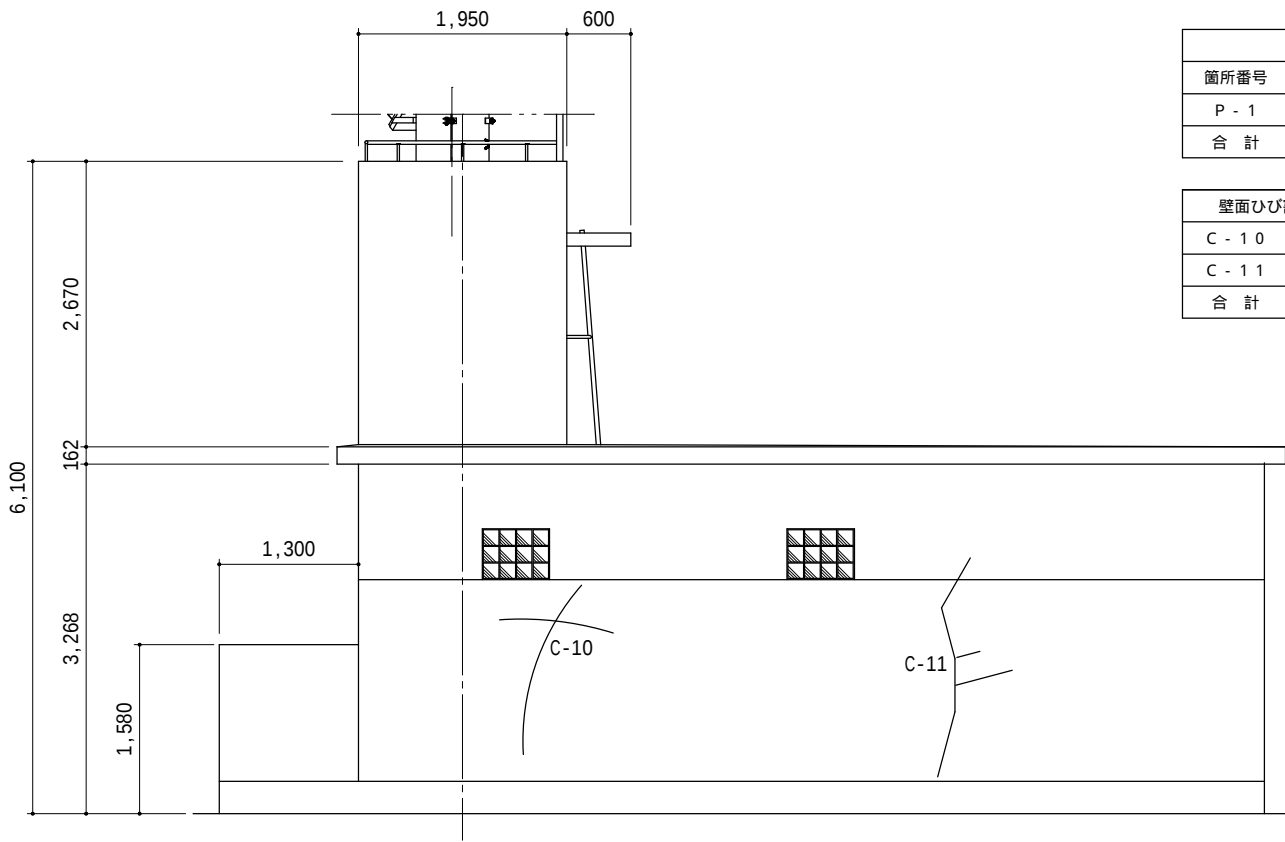


- ### 工事概要
- ・ 灯塔内外壁ひび割れ補修 (自動低圧式エポキシ樹脂注入工法)
 - ・ 灯塔内壁モルタル一部塗替 (モルタル塗替え工法)
 - ・ 灯塔外壁断面欠損部補修 (ポリマーセメントモルタル充填工法)
 - ・ 灯塔屋根塗膜防水補修 (劣化部補修の上、塗膜防水 (X-2))
 - ・ 弾性シーリング打替 (シーリング再充填工法、PS-2)
 - ・ 灯塔外壁塗装塗替
(既存塗膜除去の上、防水形複合塗材吹付け (白、N9.5))
 - ・ 避雷針取替
 - ・ 船着場補修 (コンクリート欠損部補修)



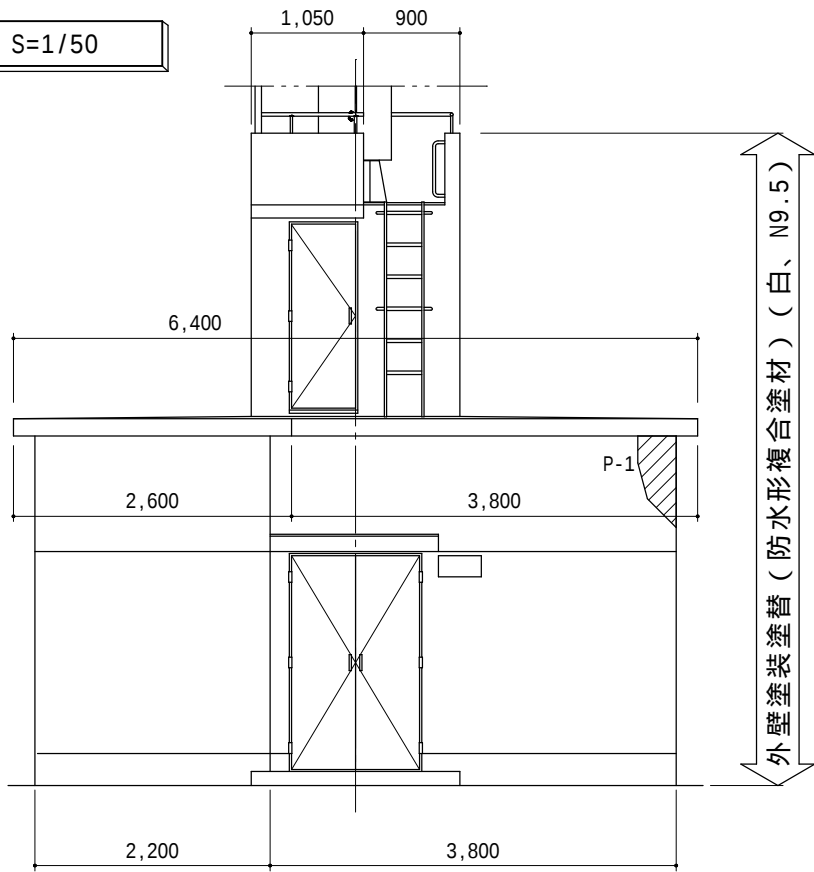


南立面図 S=1/50

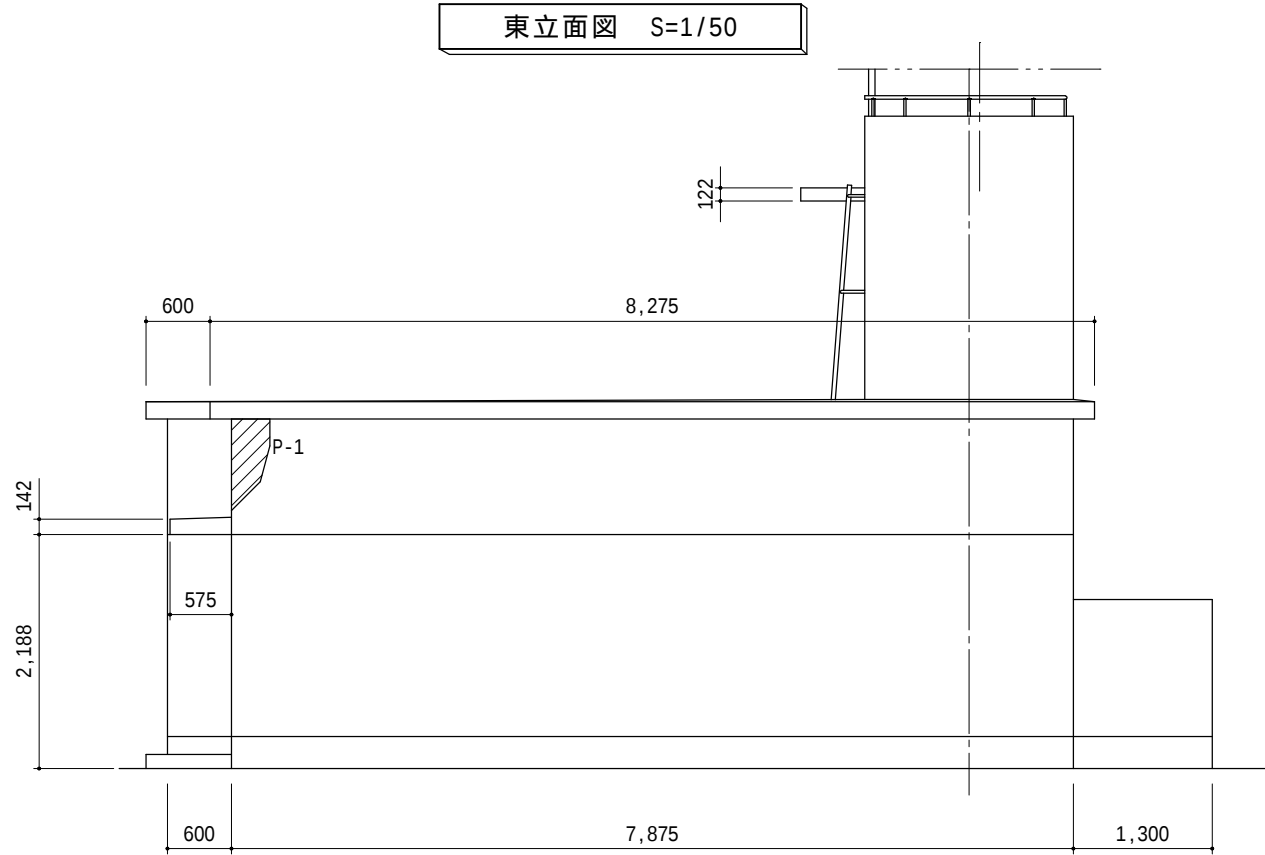


断面欠損部補修表		
箇所番号	面積 (㎡)	
P - 1	0 . 1 6	
合 計	0 . 1 6	

壁面ひび割れ補修表 (W=0.2mm以上)		
C - 1 0	0 . 2 0	2 . 0 0
C - 1 1	0 . 2 0	2 . 0 0
合 計		4 . 0 0

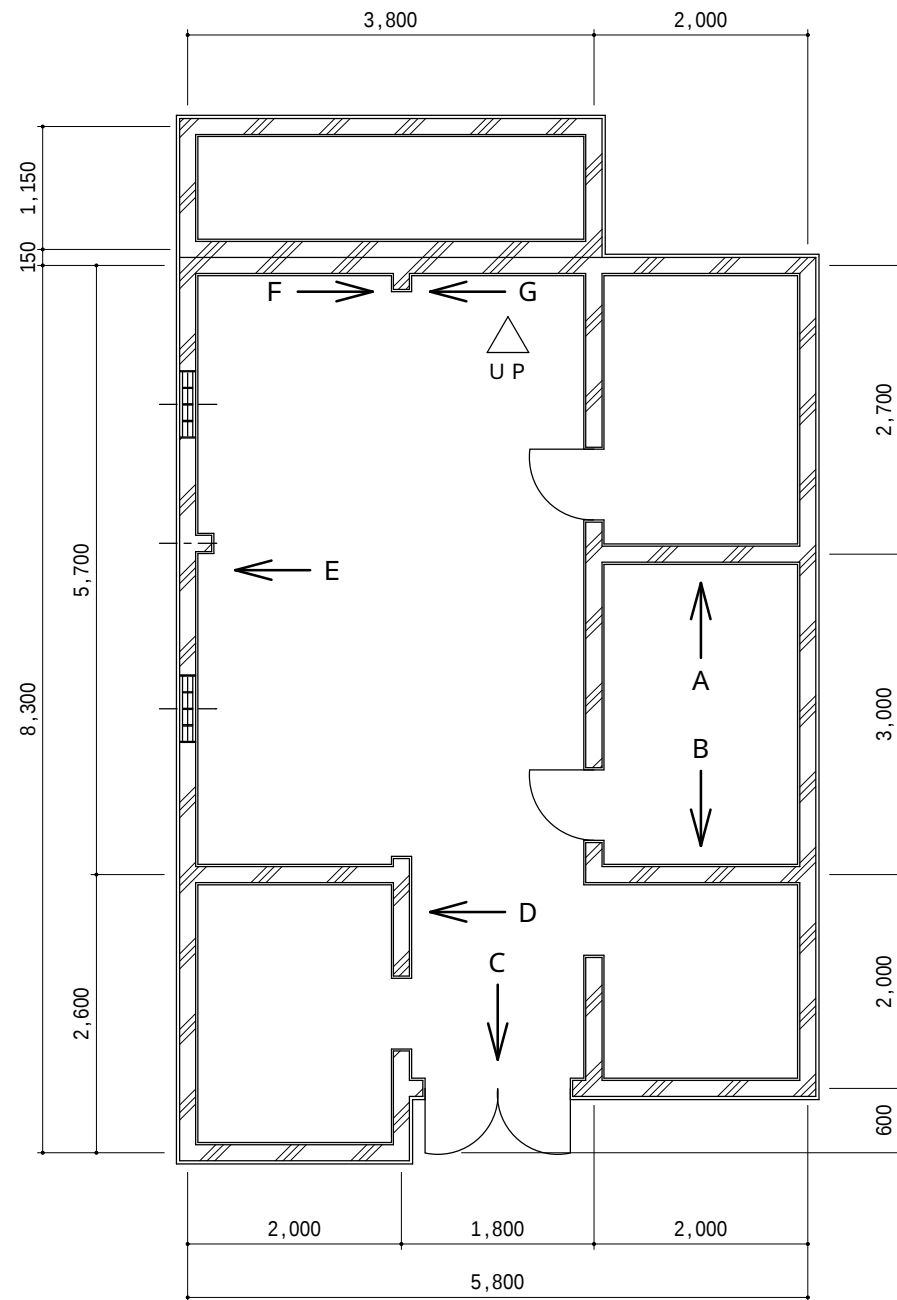


北立面図 S=1/30

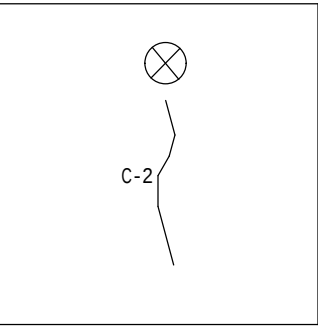


東立面図 S=1/50

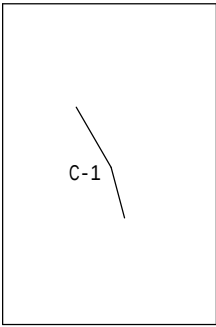
西立面図 S=1/50



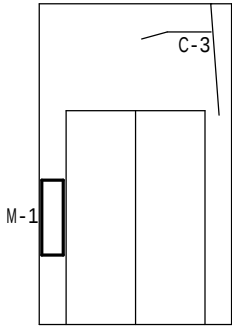
1 階平面図 S=1/50



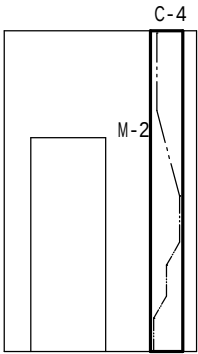
矢視 A S=1/50



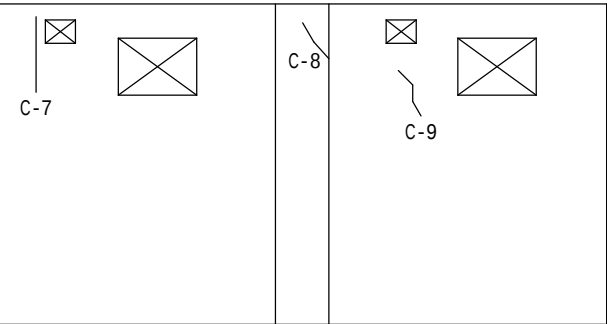
矢視 B S=1/50



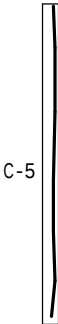
矢視 C S=1/50



矢視 D S=1/50



矢視 D
矢視 D S=1/50



矢視 F S=1/50

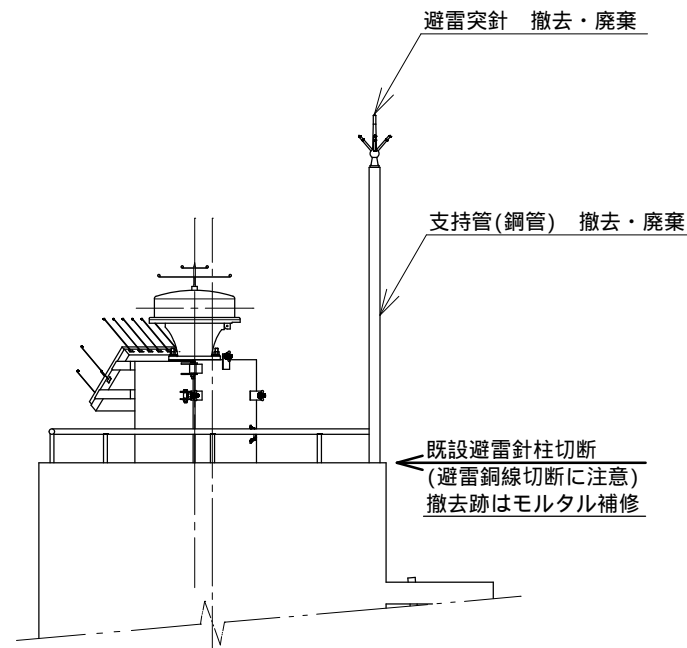


矢視 G S=1/50

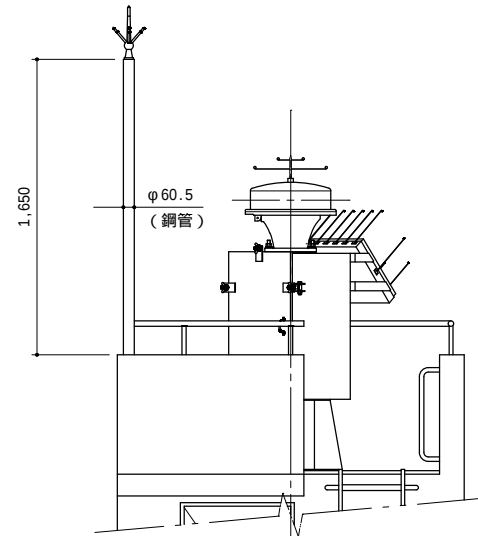
壁面ひび割れ補修表 (W=0.2mm以上)			
箇所番号	幅 (mm)	長さ (m)	備 考
C - 1	0 . 2 0	1 . 5 0	
C - 2	0 . 2 5	1 . 0 0	
C - 3	0 . 3 0	1 . 8 0	
C - 4	-	-	
C - 5	0 . 9 5	2 . 0 0	
C - 6	0 . 9 5	2 . 0 0	
C - 7	0 . 2 0	1 . 5 0	
C - 8	0 . 5 0	0 . 3 0	
C - 9	0 . 2 0	1 . 0 0	
C - 1 0	0 . 2 0	2 . 0 0	外壁 (図3/6)
C - 1 1	0 . 2 0	2 . 0 0	外壁 (図3/6)
合 計		1 5 . 1 0	

C - 4 はモルタル塗替のため補修不要

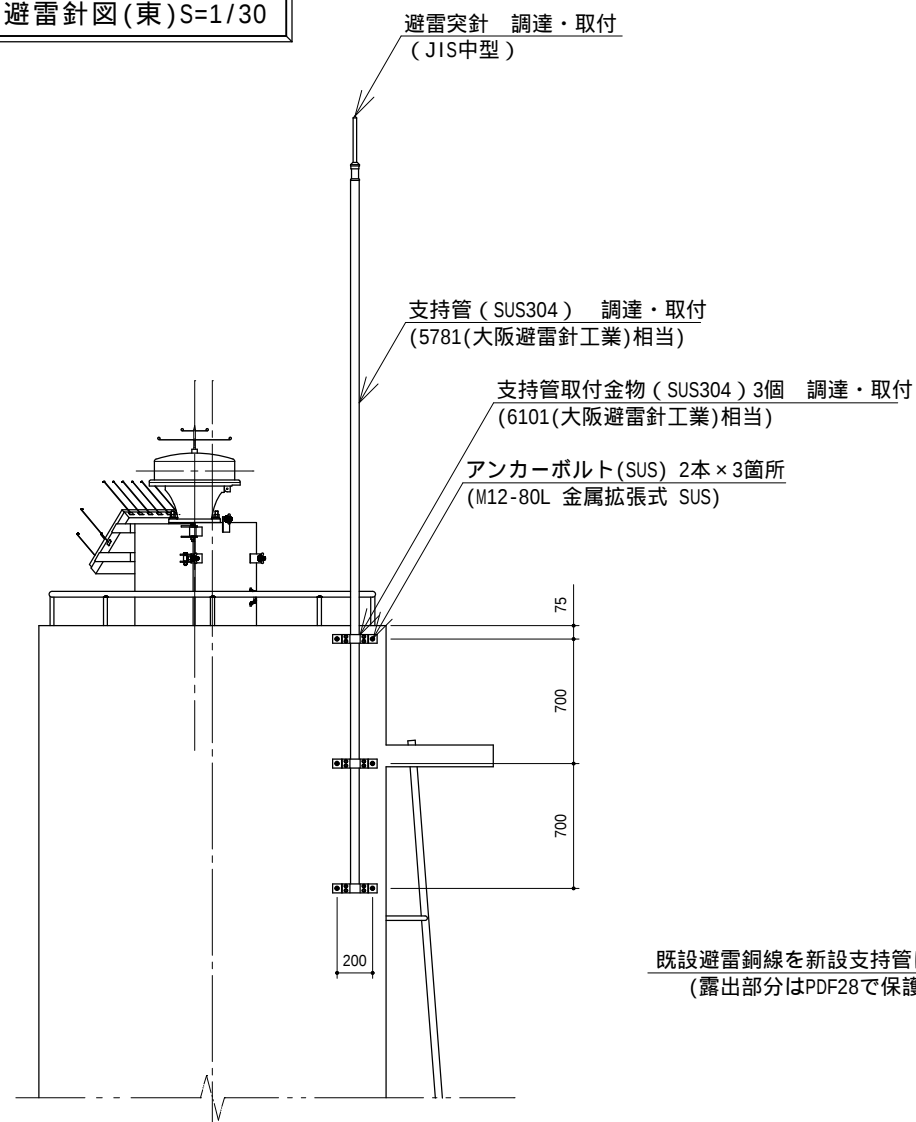
内壁モルタル塗替表			
箇所番号	幅 (mm)	長さ (m)	面積 (㎡)
M - 1	0 . 2 0	0 . 7 0	0 . 1 4
M - 2	0 . 3 0	2 . 6 0	0 . 7 8
合 計			0 . 9 2



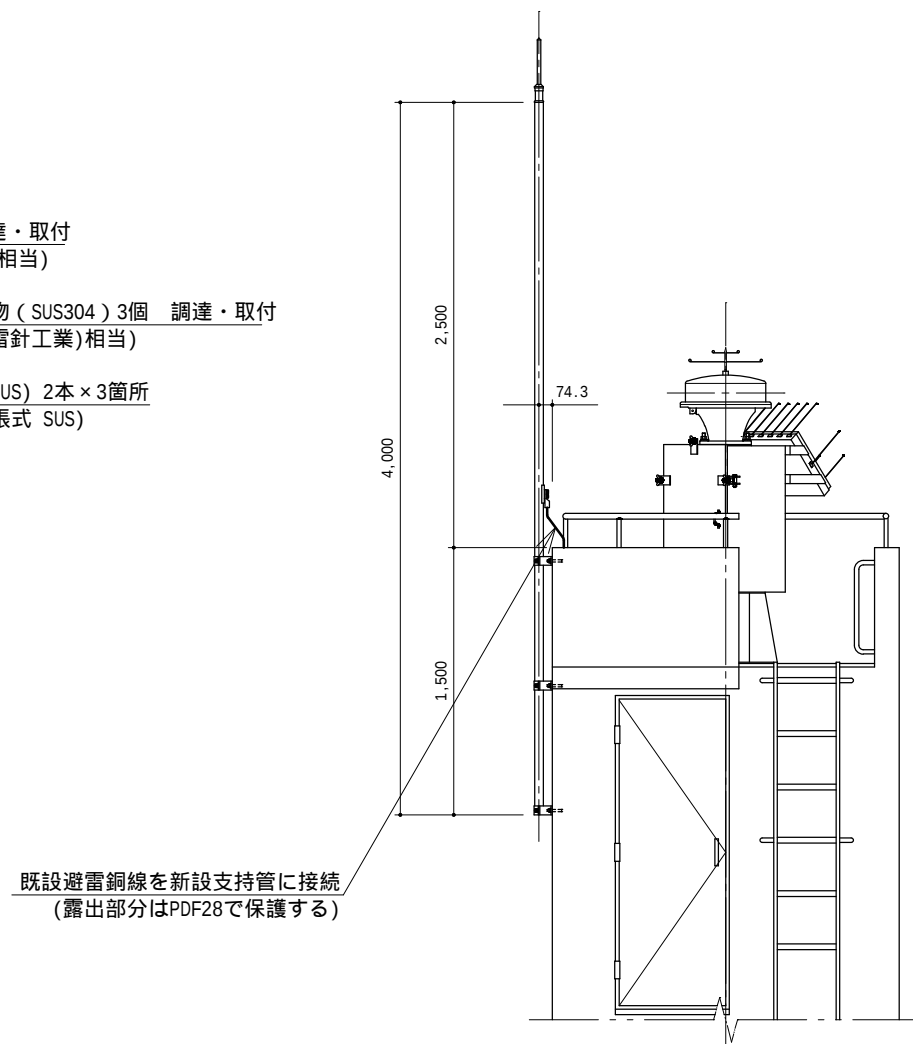
既設避雷針図(東)S=1/30



既設避雷針図(北)S=1/30



新設避雷針図(東)S=1/30



新設避雷針図(北)S=1/30

